

第12回定例会（会議録）

開催日	平成29年12月21日（木）
開催場所	本庁舎2階 第3・4会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時40分
出席委員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠席委員	なし
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	1人
議事日程	<p>日程第1 教育長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第84号 あま市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第85号 あま市教育委員会の後援に関する要綱の改正について</p> <p>議案第86号 後援申請について</p> <p>議案第87号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第88号 指定学校変更願申請について（非公開）</p> <p>議案第89号 適応指導教室入級について（非公開）</p> <p>議案第90号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第1回 七宝北中学校地区委員会）について ・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第5回 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会）について ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・公文書公開請求書について（非公開） ・生徒指導（平成29年11月）について（非公開）

発言者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会を宣言する。)
教育長	(あいさつをする。)
教育長	前回の議事録の承認をお願いします。
委員 全員	(議事録に署名・押印。)
教育長	教育長の経過報告をします。
教育長	(平成29年11月21日～平成29年12月21日の経過を報告する。)
	質疑を許可。
委員	海部東部の研修会で飛島学園を訪問して、あま市にも取り入れたらと思う事が二点。一つは定期試験を実施してみえる。あま市の中でそのような方法が取れると17校のレベルの均一化とか、全国学力テストをもう少し細かくした感じで、それぞれの学校の状況を見て行けるのでは、1学年800人でその中で平均点の上なのか下なのか、可能であればそういう事も取り入れたいろんな方法があると思います。それからもう一つは6年生で50分授業を今の状況では難しいがどこかで機会を取ってやってみるのも一つかなと思いました。この二つは訪問してみてあま市でも可能かなと思ひまして、意見させていただきました。
教育長	他の委員で当日の感想なり、今の二点について何か意見がありますか？
委員	定期試験はどんな意味でされていますか？低学年からですか？
教育長	小学校は普通はされないが、定期試験を実施していると言ってみえました。何年生からでした？
教育部次長	5年生から中学校と合わせた時期に行っています。教師が作った国語と算数の二教科は、理科と社会は業者のテストで、自分がどのくらい分かるようにしています。
委員	学力テスト対策ではないですが、試験慣れがかなりあると思いますので、この時間は試験だよと、小学校で普通1時間の試験はまずないのでは？ありますか？
教育部次長	この定期テストは1時間で行っています。普通のところではなかなかないですね。
委員	試験の時間だよと少しやってみるのも。これから中学校へ入って、高校、大学へと進んで行く中で、試験の時間は必ずあるので小学校高学年辺りで、その様な体験をしておいてもいいのではないかと思います。できればあま市の小学校12校が共通試験みたいな、先生が作ったものを全校一斉に行ってみるのもいいかと思います。
教育部次長	それについては、甚目寺西小の校長が算数で中学校に行っても慣れる様に全員に配っていて、ある程度は取り組みをしていますね。
委員	そのような事を行うと、ある程度自分の位置づけが分かってくるし、この学校はどこが弱いとか、このクラスはどこが弱いんだろうとか、そういった先生方の反省にもなるし、子供自身のいろいろな見方が出来ると思います。
委員	飛島と同じようにはできないと思いますので、あま市なりに行っていただければと思います。もう少し直せる部分もあるのではと印象がありましたので、そういったところを参考にして、よりよい教育が出来るようにと思います。

委 員	食堂でみんなで一斉にいただくという事はすごくいいと思いました。給食ですが他学年と一緒にクラスを少し変えてみて、半分は4年生、半分は5年生とか、例えば半分入替わったりとか、少し環境変えも面白いのかなと思いました。
教 育 長	先日「弁当の日」に正則小学校がそういった工夫を4・5・6年生が行った事を聞きましたので、無理のない程度に、少し紹介をしながら交流という形でできるといいのかなと思います。
委 員	どこかの学校で弁当の日に体育館かどこかで行ったとか？
教 育 長	七宝小は講堂で行われたと聞いておりますので、それぞれの委員が行っていただいて、感想も含めてお聞きしたいし、17校全部が終わり、教育委員会の方へいろいろアンケートの結果だとかを次回の教育委員会会議の中で紹介ができると思いますけれど、そういった形でいろいろ工夫しながら、いずれにせよ飛島学園の小中一貫については、今行っている小中連携を形の上、制度の上で整理したものであるし、9年間でどのような子を育てるかという視点で、小・中の先生も同じ視点で、当然、発達段階もありますけれども、進んで行く事が子供達にとって、やはり大事な事だろう。幼保小中の連携も含めて、小1プロブレムとか中1ギャップだとか、そういったものをいかに克服していくか、学習面でも生活面でもという様な事を参考にしながら進めて行きたいと思っています。
	50分授業についてはなかなか難しい部分も多々あると思いますので、その辺のところも括りの中で、三つの段階、小学1～3、4～6、中1～3の三つの教育課程を組みながら行ってみえるとの事です。そういった事も労力がいらいますが、そういった視点で、飛島村は一体型ですが分離型の小中一貫もあります。
	難しいけれども、教育課程についてもこれで学習指導要領が改定になりますので、それに向けてそれから小学校も30年度から二期制という形で進みますので、そういった研究も進めながら、委員会の委員の皆様の意見を聞き、それから市民の意見を聞きながら進めて行きたいと思っています。
教 育 長	続いて、議案第84号「あま市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。
学 校 教 育 課 長	資料について改正内容、新旧対照表等の説明。
教 育 長	質疑を許可します。
委 員	あま市教育長とあま市教育委員会教育長の使い分けについて質問。
学 校 教 育 課 長	あま市教育長につきましては、あま市の市条例で定めておりました市長、副市長と同格の特別職に位置づけられています。教育委員会教育長は教育委員会の代表者として位置づけされております。使い分けでございますが、あま市教育長の場合は特別職の時に使用し、教育委員会教育長の場合は教育委員会の時に使用する事で区別しています。
委 員	教育長の使い分けをどうしていけばいいんですか？教育委員会の中で。
学 校 教 育 課 長	教育委員会主催のものについては教育委員会教育長、あま市主催のものについては、例えばあま市教育長と区別しますが一人（同じ）ですので、役職として特別職の教育長として役職が4月からできたという事です。
教 育 長	使い分けをする事で、この規定を制定したという事です。
委 員	あま市教育長として、一般文書用に公印を使う事がありますか？
教 育 部 長	今までに使用したのは表彰状とかではあります。

委員	一本化はできないですか？今までは教育委員会教育長という特別職を市民がどこまで理解されているか、同じ一人の人が行っているので、一本化であま市教育長は教育委員会の代表と皆さんが理解されれば、印鑑は一つでいいと思いますが二つ作らなければいけないのかどうか？
委員	この様な例は見たことが無いので、例えば各市町から補助金申請などで教育委員会印の押印依頼だとしても、〇〇市教育委員会印が申請書本体に押印され、添書には〇〇市教育委員会教育長印が押印されていることが普通ですが。
学校教育課長	参考に他市の状況ですが、愛知県はじめ他の市におきましても、教育委員会教育長が一般的に行われています。職務代理者においても同様で、教育委員会教育長職務代理者〇〇となっていますので、この結果を踏まえてあま市教育委員会におきましても、他市町と同じ様な取り扱いをしたいということで、今回公印規程を提出したものです。
委員	他のところで、教育委員会ではなくて〇〇市教育長となっていましたか？
学校教育課長	あるところもありますけれど、大半が〇〇市教育委員会教育長です。
委員	教育委員会教育長の印を押せばいいのでは？あえてこの様に公印を持っていることは、両方とも一般文書用がありますので、使い分けをどのようにするかが明確に分かれていないといけないと思います。
委員	教育委員会として行わなければならない権限はあるので、教育委員会の公印は必要だと思うのですが。
学校教育課長	あま市教育委員会印はあります。資料は抜粋ですが、あま市公印規程にはあります。別表の第2条関係で教育委員会印はあります。
委員	そこにあま市教育委員会委員長印もありますので、それを削除しないとダメですね。
学校教育課長	委員長印はございません。あま市教育委員会印とあま市教育長の印となります。
委員	それは規程ですか？規則ですか？
学校教育課長	規程です。公印規程で26年・27年に改正等されています。27年に廃止の改正をしており、実際効力が発生するのが29年の4月からです。
スポーツ課長	27年であれば、教育委員会に諮っていて、その当時の課長が提出しているはずですよ。
学校教育課長	27年3月の定期委員会で上程しています。確かに委員長印はあります。27・28年度まで委員長印で29年度からは新教育長に代わりましたので。
スポーツ課長	教育委員長印を廃止する上程を提出している。
学校教育課長	27年に先に上程していますが、従前のものを29年の3月まで使用しています。29年4月1日新教育長で施行しますとなっています。
委員	なぜ27年に上程したのですか？法が変わったからですか？
教育部長	法が変わったので、前倒しで施行できる分だけ行いました。
スポーツ課長	施行は29年4月1日でしょう。それを説明した方がいいのでは。
教育長	きちんとしたものを準備しましたので、一度見ていただきたいと思います。
スポーツ課長	附則に記載されています。
学校教育課長	お手元の資料の3ページ中ほどの「施行期日等」で、この訓令は平成27年4月1日から施行しますよと、2項で改正前・後の適用規程で、27年4月に施行したが、従前の例によりますとしていることから、29年4月から

	は新教育長制度で施行するとなっておりますので、この資料を提出すべきでした。資料不足で申し訳ありませんでした。
委員	抜粋でなく略とかで、他にも印があるという様に記載してください。
教育長	提案の仕方が悪く申し訳ありませんでした。委員ご理解していただきましたでしょうか？
委員	理解しましたが、先程の委員長印が無い事について理解できないのですが、委員長印を削除して、本当は今回教育長職務代理者印を作るのではないかと？
教育長	委員長のものを廃止してないのではないかと？事務局どうですか？
学校教育課長	27年にすでに廃止になっておりますので、29年3月31日までは委員長印がありますので、新しいものになっています。
スポーツ課長	27年の時に新旧対照表を提出したので、それを資料として出せばよかったのでは、委員が言われるとおりに教育長印が残っているはずだから。
教育長	そうですね。
委員	2年前に改正してしまった訳ですね。
教育長	施行は新教育委員会制度になった時という事ですね。
委員	あま市教育長の公印が残っていることは納得できないが、その様な使い分けがされているならば。
スポーツ課長	あま市教育長があったこと自体は、今までは教育委員長がトップで、事務方のトップが教育長。教育委員長まで話が行かなく教育長権限で表彰状などを押印した場合はあったので、これが残っている話で、4月から教育長がトップになれば、本来であればあま市教育長印は必要ないというのが本意だと思います。
教育長	いろいろ質問等々、資料不足をお詫びをしますが、この議案を承認という事によろしいでしょうか？
全委員	承認します。
教育長	再度確認をしながらチェックをしてお願いをしたいと思います。それでは、議案第85号「あま市教育委員会の後援に関する要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。説明をお願いします。
学校教育課長	資料について説明。あま市の後援に関する要綱の許可基準を準用して、教育委員会における許可の基準を改めて適切にしたものであります。
教育長	質疑を許可。
委員	どこかの基準を参考にされましたか？
学校教育課長	あま市の後援基準を準用しています。
教育長	特にこの部分に補足なり、ご意見はありますか？
委員	後援申請の時に不許可要件等問題になる部分があったので、作成していただいたと思います。
学校教育課長	前回ご指摘をいただきましたので、見直しとしてあま市と同じ形で、今回一部改正で提示させていただきました。
委員	ダメなものについて、はっきり書いていただいたので（営利とかの目的）入口の段階でもダメだと言いやすくなった。またちょっと微妙なものがどうしても出てくるので、これだけしか書けないのかとも思いますが。委員会で審議する余地も残っている事だと思います。
	あとは6号の準用又は特別なものについては条件を付すなりの形で。
教育長	今までの4項目が7項目が増えて、フィルターが多くかけられることで、あと中身について教育長専決で、疑わしいものについては専決しないし、委

	員の皆様のご意見を聞きながら後援名義の許可を出していく様な形で進めて 行きたいと思います。
教 育 長	中身についてお認めいただけますでしょうか？
全 委 員	承認します。
教 育 長	この議案については承認とします。それでは、議案第86号「後援申請に ついて」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課からは専決処分の1件です。
	①岡田香真流大正琴琴吉会クリスマスコンサート（大正琴 琴吉会） 申請書の事業内容、開催期間等説明。昨年度承認実績がありますので専決 処分とさせていただきます。以上です。
教 育 長	恒例になっておりますし、七宝小学校でも大正琴とのコラボでも出演され ていますので、承認でよろしいでしょうか？
全 委 員	承認します。
教 育 長	スポーツ課をお願いします。
ス ポ ー ツ 課 長	スポーツ課からは専決処分の1件です。
	②第7回あま市オープンバドミントン大会団体戦（あま市バドミントン協会） 申請書の事業内容、開催期間等説明。昨年度承認実績がありますので専決 処分とさせていただきます。
教 育 長	②についても承認実績ありという事で、承認でよろしいでしょうか？
全 委 員	承認します。
教 育 長	その他「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（第1回七宝北 中学校地区委員会）について」をお願いします。
学 校 教 育 課 長	平成29年10月19日（木）午後3時に美和総合福祉センター（すみれ の里）2階の集会室で開催。協議の内容は、委員就任依頼。地区委員会委員 長・副委員の選任。議題として（1）地区委員会の趣旨及び目的について。 （2）学校選択制について。（3）関係小・中各学校の地区委員会の経過に ついて（4）七宝北中の現況と課題について。（5）関係各小学校の現況に ついて。（6）選択区域の提案についてなどについて資料の説明。
教 育 長	事務局から説明しましたが、内容についてご意見など補足はありませんか？
学 校 教 育 課 長	経過等をご存知ですので、（2）学校選択制について種類として、ブロッ ク選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制の4つがあり、七宝 北中に関しては、特定地域選択制が該当すると説明しました。
教 育 長	質疑を許可。
委 員	そのように説明をされただけの事ですか？
学 校 教 育 課 長	第1回目ですので、まずは説明をして、このように進めますという形で紹 介させていただきました。
委 員	そこで、意見をいただくという様な事はしていないという事ですか？
学 校 教 育 課 長	説明させていただいて、意見を後で随時受け付ける形になっています。
委 員	随時ですか？
教 育 長	2回目に向けての準備をして行く形であります。
学 校 教 育 課 長	今回は委員の皆さんに資料をお見せし、提案の頭出しをさせていただきました。 した。
教 育 長	これからそのような形で、随時意見等については1月に委員会もあります ので、そういったもののまとめについては出させていただいて、委員の皆様 からもご意見をいただき、そして検討委員会に臨んで行きたいという、キャ

	タッチボールをしながらと思っておりますので、何か特別に質問なり、アドバイスがありましたらお願いしたいと思います。
委員	スケジュールの平成30年3月に「地区委員会のまとめについて」と記載がありあますが、ここで協議の結果を出すという事ですか？
学校教育課長	まだこれから質問等もありますので、来年の1月に第2回目を予定していますので、その時点でご質問等にお答えしながら3回目でもまとめれば良いなという案です。
教育長	決定ではなくて、ある程度の通過地点のという形で、時間をかけながら慎重に進めるという事であります。
委員	審議として参照で出していただいたんですが、委員会の手順で行きますといずれ規則の改定をしないといけないですね。もし提案通りになれば、その辺りが出来るだけスムーズに行っていないと、折角の良い提案をされてもそういうところで手こずってはいけないと思いますので、ある程度下準備もいるのではないのでしょうか？
学校教育課長	ある程度内容も挟まれまして、地区委員会の方が賛同いただければ、教育委員会の方も学区の通学区域のところで、いろんな特別な認定とかも必要になります。それも整備する必要がございます。
委員	ある程度両方選べるわけですから、選ぶ時期（スケジュールも必要になります）とかそのような事も必要になってきます。ころころ変わると学校の方も規模が全然違ってくるところで、そういったところの一応3月のまとめがある程度、もしまとめが想いの方向に行けば、出来るだけそういったところも早くスムーズにとしますので期待しています。
教育長	方向性が決まったところで、いろんな規則だとかそういったものも意見をいただき、検討委員会の皆さんからも意見をいただきながらという事になりますので、決まったからすぐではなくて、やはり準備期間をおいて実施するならば、その方向で行っていく形になると思います。またその辺りは委員会の会議に提示しながら、当然教育委員会としての方向性という形になり、委員会で最終決定していくという形になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。
委員	特定地域選択制で特定の地域に居住するものについて、学校選択を認めるという事なんですけれども、小学校の時から美和中に行くのか七宝北中のどちらでも選べるという区域は示してありますか？
学校教育課長	一応、従来の通学区域は残したままの形になっております。例えば美和中学校で（美和東・篠田小学校区）資料48ページをご覧ください。（6）の選択区域の提案という形で、宝・秋竹小学校の児童は指定中学校は七宝北中学校ですが、これは従前と変わりありません。七宝小学校の児童は指定中学校は七宝中学校です。選択できるのは七宝北中学校となります。篠田・美和東小学校の児童の場合は指定中学校が美和中学校で、選択できる中学校は七宝北中学校という形になります。
委員	篠田・美和東小学校の子は指定は美和中だけれど、七宝北中に行きたい子は行っていいですという事ですか？
学校教育課長	選択する事ができるという事になります。
教育長	今までの経緯の中で、篠田・美和東小学校区も全域でないとい前に進めませんという条件を出されましたので、この提案で今のところ進めているところ
	です。

委員	七宝小学校は追加になったんですが、七宝小学校区で伊福小に近い子も対象なんですか？
教育長	基本そうなります。
委員	行きたければわざわざ遠くの学校へ行くのも可能なんですか？
教育長	本来なら隣接のところを我々としては提案をしながら調整していましたが、「それでは行けません、全体を区域にしてください」というご意見があったことで、このような提案をさせていただいたというのが現状であります。
委員	具体的な問題点として、実際に入学する子の考えを聞かないと、どの学校がどのくらいの人数になるか分からないのではないですか？
教育長	だからアンケートとか希望調査を実施するとなれば、前年位から取って調整して、OKとなれば教育委員会会議で実施するとなれば、拒むことは教育委員会としてはできません。これからの審議の過程の中で、その辺のところは調整をしながら行う事になります。
委員	実際に該当するのは、今の小学校3年とか2年生ぐらいですか？
教育長	それも検討委員会で、この時から行きましょうという事で決定していくことが基本で、それを受けて教育委員会会議で何年度から実施しましょうとなり、逆に実施しないという全面却下となる可能性もあるという事でまだまだこれからです。
委員	これから小学校に上がる子に対しては、案内とか少しこうなりますよとかはどうされますか？
教育長	レクチャーする必要はあります。こうなって行きますよと。
委員	それはいつ位ですか？
教育長	実施年度によります。このような論議をしていますとあった方が良いでしょうね、アナウンスはしていかないといけないと思います。
委員	一番心配なのは、保護者間で噂だけ流れて、実際に安松地区だけ流れたこともあって、今の6年生の保護者さんが自分たちの学年は北中に行けると思っていていらっしゃる方があったんで、詳しく決まっていく段階で皆さんに周知していただく必要をすごく感じました。
	いろんな意味でいろんな周知の仕方があると思いますが、例えば回覧板で、このような状況ですという様な事を議事録の抜粋のような形でお伝えしたらどうでしょうか？また、学校・保育園を通じ説明を、今の状況を市民の方へ伝えていく方法を考えなければいけないと思っています。
委員	これが一番大事なことで、案が出た段階で、こうなるんだと思ってしまう方が結構多く、一般の人が見ると本当にこれを見るだけで決定だと思ってしまうところがあります。
委員	これが独り歩きます。この資料は配布されたのですか？
教育長	配布していません。
学校教育課長	これは委員会の中での資料です。
委員	会議に出しただけでも、もう噂は伝わっているので、いい意味で伝わればいいのですが、そういったところも地域住民といいキャッチボールをしていかないと噂だけが広がってしまいますので。
委員	いい風に行けば宣伝になりますので、あま市は選択制になったよという事で人口が増えるかもしれませんので。
スポーツ課長	これは制限はしないのですか？仮に七宝小学校の子供が全員北中学校へ希望された場合、七宝中の生徒が少なくなり、美和中でも同じで美和東と篠田

	小で、今人口の半分以上を占めますから、そこが全部北中に行ったら北中が対応できないという事です。その辺りの制限に関して何も書いてないので、いいのかなと思っただけです。
委員	それを念押ししないと、入る子が入る前にアンケートをしないと数が分からないですよ。
教育長	そういう事です。
委員	これは方向性が決まってきたら、その様な事もいろいろ決めていかなければならない事が出てくると思います。
スポーツ課長	先程の話でないですが、親御関係というのは結構そのような話し合いがでてくるので、友達が行くなら私も結構出てくる気がします。
教育部長	2回目以降でそのような事を煮詰めるのと、今考えているのは姉妹の場合、姉が美和中在学で妹は北中を希望したら姉はどうなるの？本人だけでなく、家族の中に1年と3年がいた場合も検討していかなければいけません。他市の例を見ますと、北名古屋市は指定学校という形で規則でなく、指定学校の中で一文設けその中で選ぶ。但し、兄姉がいる場合はという形で、妹は兄と一緒にのころへとか、その様な事例もありますので、2回目以降に提案したいと思っています。また、小学校は通学団がありますが、中学校もある程度の通学路が指定されてくることから、話が進んでくれば危険な道も出てきますので、その辺りも多分議論になりますので、2回目以降にそういった意見も出てくると考えているところです。
委員	委員としても勉強しないといけないので、北名古屋市の例など資料があれば事前にいただいて、例えば学校選択の場合はどのような問題があるのか、規程を作る必要があるのかなど、その様なところを知りたいので、もし可能であれば、次回の配布していただきたいと思います。
委員	子供達がこのようにしたいと言ったんですか？義務教育だからそれぞれの学校、特色ある学校づくりで行っていますが、学校を選ぶのは所詮あまり変わらないと思うんです。
教育長	適正規模化の部分で言うと、今まで3町で最初の出だしの部分が全く違うので、近くにあっても特別なことがない限り絶対に通えない。だけれどあま市になったという事で、23年の12月に適正規模に関する提言書をいただいて、1年間は何もできなかったけれども、25年から順次始まりました。本当は全部一緒に行えば良いのですが、そこまでの事務局の人員配置もなかったもので、一つずつ行ってきたが、ある意味で何故ウチなんだという部分があって、それから旧七宝町・旧美和町という事で、率直になぜ美和が七宝のことを考えなければならないのかという議論も正直ありました。七宝北中を道の駅にして、七宝中に統合するという極論な噂もありましたが、近くへ通えるものであれば通ったらどうですかという意味で、教育委員会として提案を少しずつ行ってきたわけです。ですが時期などで非常に難しい状況ですが、PTAの皆さんの頑張りでアンケートを取っていただいて、篠田小も美和東小も七宝北へ行ってもいいという意見も数は少ないがありました。その人達をどのように救っていけばいいのかという事で、この選択制を考えてみましょう。実行にあたり10対0はあり得ません。反対が0になるまでは何もできないのではなく、そういった方々の北中へ通学してもいいよという意識を汲んで、選択制の検討を教育委員会としてお願いしたい。このような手順で29年度からは行っています。

委 員	前の適正等に向けた検討委員会において、選択制を取り入れて欲しいと提言書として出され、教育委員会から出した訳ではなく、それを受けて今回選択制を考慮していくということですね。
教 育 長	学区で行ってくださという事は全面的に否定されましたので、ではという事で決定でなく検討して下さとなり、これでもなおかつダメであれば違う事を考えないといけないという事です。
委 員	前よりは実現の可能性があると思うのです。一応提言があってこのような形で新たな提案がされているので、もしこのような形で収まるようであれば、いろんな具体的な問題や今出てきた様ないろんな事が出てくるかも知れませんが、私達ものんびりはしてられません。いろんな状況を見て審議していかないと。
委 員	子供のことを考えている訳でなくて、通学区域のことしか考えていない気がしないとも。
教 育 長	そうでもないのでは。
委 員	子供自身が遠いところまで行きたいという子がいる訳ですか？
教 育 長	だから、遠いとか近いという条件と、中学校でいえば部活動の有無とかいろんな条件があります。我々もはっきり言って甘かった部分が絶対あると思います。提案もきちんとしたつもりですが、いろんな考えの方もあつし、もっともだという事もあります。やはり焦り過ぎてはいけな、かと言って10年・20年スパンとなると変わってしまい。ある程度短期的、中期・長期的なスパンを持ちながら、適正規模化については17校が果たして本当に必要なのか？23年にいただいたものを10年経ったらもう一度きちんとした形で見直していく。新庁舎もできることですが、かといってすぐには人口が増える見通しありません。ただ七宝北中学区については人口の減少が大きいが良い教育をしている。それを無くしていくことは教育委員会としては僣び難いので、それをどうしていくかが、あま市の教育委員会としての今の課題だと思っています。
委 員	校区七宝小・篠田小・美和東小のこれだけの子供達全部の意見を聞いて割り振りをしなければならないので、もしそうなったとしても混乱しないように行わないと、友達に聞いたからやはりこちらへとか振り回されると、先の事なのでしっかり調整していただければと思います。
教 育 長	これで終わったわけではありませんので、これからも報告をしながらご意見をいただいて、アドバイスを受けながら前に進めて行きたいと思つしますのでよろしくお願ひします。 続いて甚目寺東小学校と正則小学校の地区委員会の報告をお願いします。
学 校 教 育 課 長	「あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会協議事項（第5回甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会）」の協議内容の説明。平成29年11月29日（水）午後3時からすみれの里2階集会室で開催。議題として（1）両校適正化に関する課題。（2）甚目寺東小学校・正則小学校PTA役員会への報告。（3）保護者・地区への報告（案）。（4）甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会報告会について。それからその他で、これらについて資料に沿って概要とアンケートの実施内容も説明。
学 校 教 育 課 長	甚目寺東小学校の地区報告会ですが、平成30年1月20日（土）午後2時からあま市森憩いの家で開催予定。正則小学校については、同年2月3日（土）午後2時から正則小学校体育館で開催の予定です。

教 育 長	甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会の報告をさせていただきました。
	質疑を許可。
委 員	アンケートの回収率はどのくらいですか？
学 校 教 育 課 長	93～94%です。
教 育 長	学校と協力しながら実施しています。甚目寺東小学校・正則小学校については、正則小学校のクラスの状態を見ていただくと3学級出てきていますが、東小学校の通学の距離・時間は森地区から1時間位かかります。正則小学校の通学路の整備はまだしていませんが、予想通学路を通った場合には大体25分で半分ぐらいになります。安全を配慮しながらその辺りを何とか適正規模でならないかという事で話を進めているのが現状であります。これも委員会の意見を尊重しながら進めていきたいという事でもあります。今後報告をしながらアンケート結果も出てきますので。
委 員	北中に比べればかなり実現レベルへといろいろと通学路などやっていたいでいるので、かなり希望が持てるのかなと思うのですが、78ページの資料の1の課題と回答で、課題としてあげられる、例えば学校へお願いしているというのが、回答の方が「何か難しいですと感じられる」ので、「そうするように努力する」とか、もう少ししてあげないと、折角の課題を提案していただいているので、いろんな行政などとの調整を取らないと大変と思いますが、あま市教育委員会として公安委員会にも力強くしますとかあると、提案された方も安心するのではないかと思います。
ス ポ ー ツ 課 長	中学校はどうなるんですか？
教 育 長	中学校は基本的に甚中に戻っていく。美和中にと選択する可能性もありますが、事務局としては基本は甚目寺中学校だと考えています。まだこれは審議の方向性であります。
委 員	森の7・8丁目だけなのか、森全体がなっているのか？その辺りはどうですか？
教 育 部 長	まだそこまではっきりしていないのが現状です。
ス ポ ー ツ 課 長	森地区の中だけであれば7・8丁目と噂が流れています。
教 育 長	基本的には森地区全体で、森の分断に繋がるというご意見が一番多く出ていますが、いろんな条件を加味した時に正則小学校のキャパシティを考えると森地区全体は持っていけません。甚目寺東小学校の児童数を考えた時に、甚目寺東小学校の方が圧倒的に少なくなって、半分以下になってしまいます。森地区が全部行くとそのような現状もありますので、ただPTAの方々のご意見の中で言うと7・8丁目との声も出ています。
委 員	先程の美和・七宝のように、ここは選択制というのは無いんですね？
教 育 長	可能性はあります。これは視野には入っています。ただ皆さんが何も考えていないという事であれば、事務局としてはある程度視野に入れながら考えていきたいと思っています。
	なかなかここも前の甚目寺南小学校の状況とよく似たところがあります。ただ2つの学校が条件は全然違いますけれど、とにかく地域の皆さんや保護者の皆さんや子供達のアンケート等も出てきますので、その辺りの結果を見ながら論議をして、前に進めて行きたい思っております。
教 育 部 長	7・8丁目とか限定していませんので、そこを限定すると進むというところもあります。教育長が話した選択制をこの前のところで選択制も一つとして考えていますと、ただ小学校と中学校というところもありますので、北中

	は中学校の選択制で、甚目寺東小学校は小学校の選択制となって考える必要がありあります。選択制の言葉も先回の会議では一つの方策ですと話させていただきました。
教 育 長	いろいろな条件、状況がありますので、これから皆さんと論議をしながら、今度報告会も年明けで行いますので、いろいろご意見を聞きながら進めて行きたいと思います。またその辺のアンケート結果等については、次回の教育委員会議のところで報告をし、ご意見を聞きアドバイスをいただきながら進めて行きたいと思います。
	以上で公開の部分は終わらせていただきますので、傍聴の方はご退席をお願いします。
教 育 長	それではこれ以降非公開に入ります。 議案第87号から議案第90号までは秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。 「あま市内教職員人事案件について」、「公文書公開請求書について」及び「生徒指導（平成29年11月）について」は秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。
【次回予定】	・平成30年1月23日(火) 午後1時30分 定例会 (美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室) 【閉会時刻：午後4時40分】